

「アクティブシニア介護予防補助金」

令和7年度募集要項

令和7年度の申請受付期間は
令和7年5月1日～令和7年5月31日
申請は郵送でお願いします

補助金の支払いは精算払い（後払い）です
令和7年度分は令和8年5月頃のお支払いです



【郵送先】 〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター内

船橋市 健康づくり課 介護予防推進係（補助金担当） あて

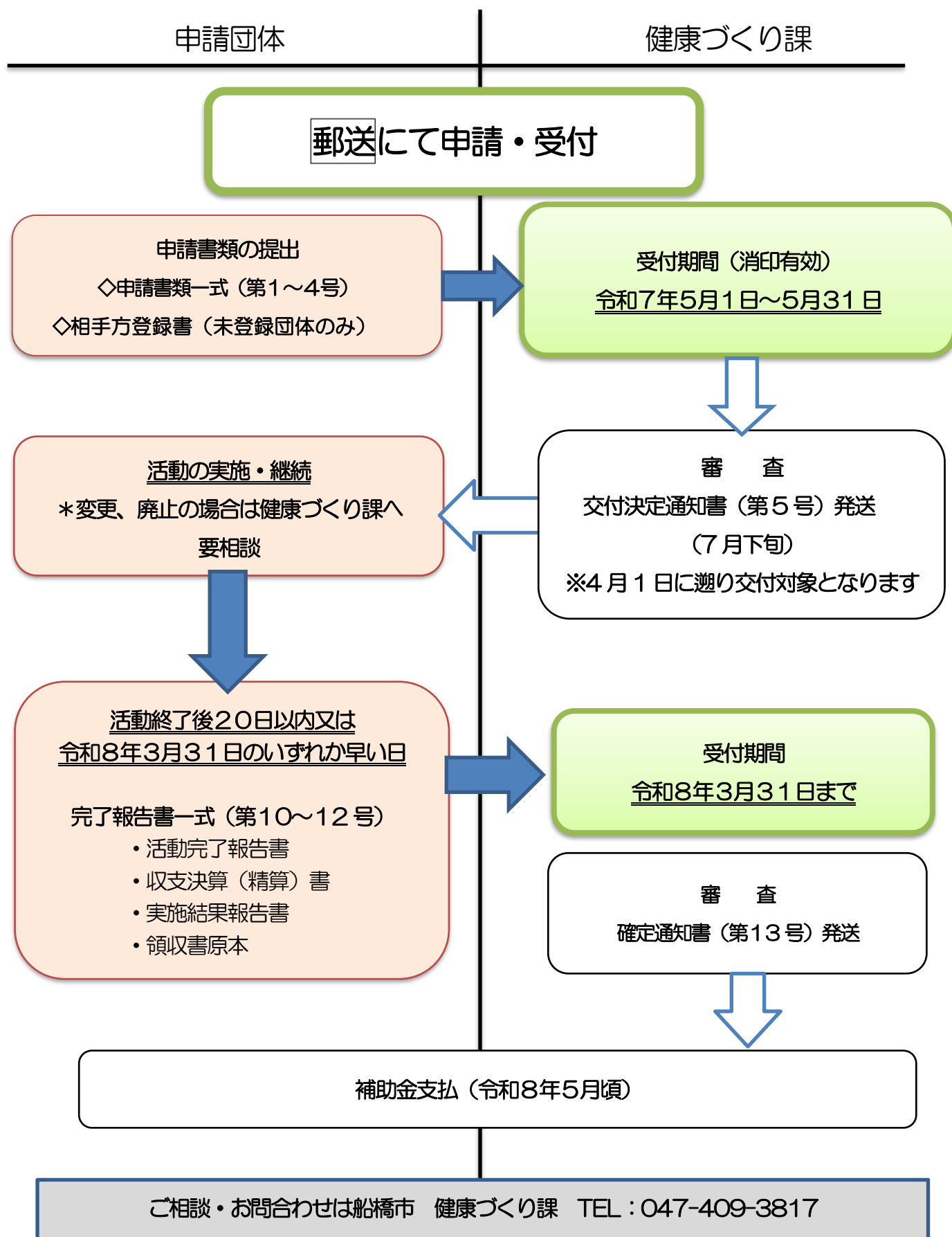
【問い合わせ先】 TEL：047-409-3817 FAX：047-409-2934

MAIL：kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp

【目次】

1. 申請～審査～活動実施～活動完了までのスケジュール	3
2. 制度の目的	4
3. 制度の概要	4
4. 補助の対象となる活動	4
5. 補助の対象となる団体	5
6. 補助の対象となる経費	6
7. 申請書類の入手及び記載方法 申請書類提出方法	7
8. 補助事業活動の審査、補助金の交付等	8
9. 活動内容の変更等	8
10. 活動の完了等	9
その他	9
【Q&A】	10
【応募申請様式】（記入例）	

1. 申請～審査～活動実施～活動完了までのスケジュール



2. 制度の目的

“健康寿命日本一”を目指す船橋市において、高齢者がいつまでも住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的とします。

そこで、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一般介護予防事業である「地域介護予防活動支援事業」において、「アクティブシニア介護予防補助金」（以下、補助金という）を交付し、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援します。

3. 制度の概要

この制度は、通いの場・体操教室などの地域住民が主体となる団体の活動に対して、介護予防の拠点づくりを支援する事業です。そして、介護予防に資する活動を行う住民団体からの申請に基づき、その活動の内容を審査し、補助対象要件を満たす活動に対し、市がその活動の運営費等についてその住民団体に補助金を交付するものです。補助金の申請は、「活動支援補助金」として、補助限度額と補助率上限を設定しています。

【補助限度額及び補助率上限】

活動頻度	補助限度額	補助率上限
週 1 回以上	10万円	補助対象経費総額の80%以内

※予算を上回る申請があった場合、交付決定額の総額が予算額の範囲内となるように、全団体一律で減額の調整を行います。そのため、交付決定額が申請額より低くなる可能性がありますのでご注意ください。また、実態よりも過大な交付申請は予算超過の原因となりますので、申請内容は精査していただきますようお願いいたします。

4. 補助の対象となる活動

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間内に実施し、活動に参加する者のうち8割以上が65歳以上の市民であり、かつ、運動器の機能向上を目的とした1回あたり30分以上行われる体操を、週1回以上行う必要があります。参加者の8割以上が65歳以上の要件を満たしているかは、活動終了後の実績報告にて確認をいたします。

【補助対象となる「体操」の例】

- ①健康体操 ②介護予防体操 ③ストレッチ体操 ④リズム体操 ⑤バランス体操 ⑥ヨガ
⑦ピラティス ⑧気功 ⑨太極拳 ⑩3Q体操 ⑪3B体操 ⑫フリフリグッパ体操
⑬ふなばしシルバリーリハビリ体操 ⑭その他、介護予防に資することが期待される体操

【補助対象となる活動例】

事例①：「健康体操」の分野に社会教育関係団体として登録されているグループで、メンバーの8割以上が65歳以上、かつ、公民館等で週1回以上の活動を行う。

事例②：町会・自治会が、新たにふなばしシルバーリハビリ体操指導士等を招いて、定期的に町会・自治会館で体操教室を行う。

事例③：社会教育関係団体として登録している詩吟のグループが、公民館で詩吟の活動を始める前の30分間、ふなばしシルバーリハビリ体操指導士等を招いて体操を行う。

5. 補助の対象となる団体

補助資格要件は、下記の（１）に掲げる要件を全て満たすことが条件となります。ただし、（１）に関わらず、（２）の中のいずれかに該当する場合には補助金の交付を受けることができません。

（１）補助対象要件（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- ①原則として市内に住所を有する者で構成された、10人以上の団体で、かつ、活動参加者の8割以上が65歳以上の市民であること。
- ②市内を主たる活動区域としていること。
- ③週1回以上の活動を定期的かつ継続的に行うこと。
- ④補助対象活動の実施に際して、団体の構成員以外の者の参加を受け入れること。
- ⑤市内に事務所又は常設の連絡先があること。
- ⑥地域で介護予防活動を行う団体として、補助対象活動の実施場所及び団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意すること。
- ⑦定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有していること。
- ⑧補助対象活動に対して、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑨社会教育関係団体が補助金を申請する場合は、社会教育委員会議にて委員に意見をきく必要があるため、社会教育関係団体であることを申し出ること。

（２）欠格事由（いずれかに該当する場合、補助金の交付を受けられません）

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ③暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- ④特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ⑤団体に課された市税を滞納している団体

6. 補助の対象となる経費

活動の実施に必要で、下表の項目の費目に該当する活動費等が補助の対象となります。

費目	備考（費目ごとの限度額）
消耗品費 及び原材料費	補助対象活動の際に必要な物品、材料、資料等の用紙等の購入費（1品につき1万円未満のものに限る）
使用料	補助対象活動の際に使用する施設の使用料、物品の借上費
印刷製本費	補助対象活動を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費、補助対象活動の際に必要なコピー代等
通信費（切手等）	補助対象活動を紹介する印刷物を送るための郵便料金、切手代等 電話代は不可
保険料	補助対象活動の際に加入する傷害保険等の保険料
報償費（講師交通費）	補助対象活動の際に招く講師に対する交通費相当の実費
食料費	補助対象活動の際に必要な水分補給のための飲料代

※次の経費は補助対象外です

- ・団体の構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代
- ・講師への謝金
- ・補助対象活動を実施する上で代用が可能であり、個人の所有となる経費（ユニフォーム/Tシャツ、タオルなどの購入費）
- ・団体の経常的な活動に要する経費（定例会議や事務所維持経費など）
- ・事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信費）
- ・その他内容により補助することが適切と認められない経費

7. 申請書類の入手及び記載方法 申請書類提出方法

(1) 申請書類の入手

申請書類は、市ホームページ、公民館、健康づくり課で入手できます。

【申請時に必要な書類】

- ・船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書（第1号様式）
- ・申込団体概要書（第2号様式）
- ・活動計画書（第3号様式）
- ・収支予算書（第4号様式）
- ・組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）
- ・会員名簿（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）
- ・講師交通費に関わる経路確認書 ※講師に交通費を支払う場合
- ・補助金の交付を受けようとする活動の内容及びその効果を説明する資料（教室のチラシなど）
- ・相手方登録書（市指定用紙）

※振込口座の未登録団体のみ。団体名の記載された口座が必要となります。

口座名義を変えず、代表者だけ変更した場合もご提出していただきます。

- ・船橋市社会教育関係団体登録書の写し ※社会教育関係団体のみ
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 申請受付方法及び受付期間

申請は、原則『郵送』にて受付いたします。

※初めて申請をされる団体につきましては、事前に健康づくり課にお電話でご相談ください。

受付期間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月31日（土）（消印有効）

【郵送先】

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター内
船橋市 健康づくり課 介護予防推進係（補助金担当） あて

※本要項の最終ページを切り取って、切手とともに封筒の表面に貼り付けて送付してください。

8. 補助事業活動の審査、補助金の交付等

(1) 補助事業活動の審査

補助事業の活動内容を審査し、補助金交付決定額を「船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書」（第5号様式）により、団体代表者宛てに通知いたします。なお、補助金交付決定額は審査の結果、申請額よりも減額となる場合がありますので、ご了承ください。

(2) 実施状況の調査等

活動の実施状況について、市が訪問調査を行わせていただく場合があります。実施状況が適正でないと認められた場合は、活動計画や交付条件に従って行われるよう指示します。

(3) 補助金の支払い方法

補助金の支払いは、補助対象活動完了後に活動完了報告書一式（第10～12号様式）を提出していただき、補助金の額が正式に確定した後に支払われます。市より団体代表者宛てに「船橋市アクティブシニア介護予防補助金確定通知書」（第13号様式）を送付します。

【補助金の振込について】

- 口座名義に団体名が明記されている口座の登録をお願いいたします。
登録書類（相手方申請書）については、健康づくり課にお問い合わせください。
- 市会計事務処理上、入金までに1か月程度かかります。ご了承ください。

9. 活動内容の変更等

(1) 活動内容の変更

活動を実施するうえでやむを得ず当初の活動計画内容から変更が生じるとき、及び2万円を超える経費配分の変更、経費費目の追加をする際は、健康づくり課まで事前にご相談ください。

※「船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付決定通知書」（第5号様式）により決定通知をした金額を超えての変更はできません。

(2) 活動の廃止

やむを得ず活動を取り止める（廃止する）ときは、健康づくり課まで事前にご相談ください。

(3) 決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- 補助金を他の用途に使用したとき
- 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件その他市長の指示に従わなかったとき

10. 活動の完了

補助対象活動の完了後は、活動が完了した日から20日以内、又は令和8年3月31日（火）までのどちらか早い日までに、「船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書」（第10号様式）に必要書類を添えて提出してください。

【活動完了時に必要な書類】

- 船橋市アクティブシニア介護予防補助金活動完了報告書（第10号様式）
- 収支決算（精算）書（第11号様式）
- 船橋市アクティブシニア介護予防補助金実施結果報告書（第12号様式）
- 領収書（原本）
- 年間参加者出席名簿（出席表）
- 活動の様子、成果がわかる資料（任意）

【活動期間日の記載方法について】

活動着手日⇒活動の準備を開始した日（令和7年4月1日以降）

活動完了日⇒全ての活動が完了した日（令和8年3月31日以前）

【領収書について】

- 補助金交付対象経費に係る支出項目については、領収書等の添付が必要です。支払年月日については、活動期間内（活動着手日～活動完了日）の日付であることをご確認ください。また、各領収書と収支決算（精算）書（第11号様式）、領収書と支出内容の照合ができるようにしてください。
- 領収書は、宛名（団体名）、団体が支払った額、支払年月日、支払明細が記載されているものをお願いします。

※領収書は原本を提出してください。

※特別な理由により原本の領収書の提出ができない場合はその理由を添えて申請してください。
（書式自由）

その他

補助決定状況及び活動の成果について、市ホームページ等で公表します。また、学術大会、研究大会等にて発表する場合があります。

Q&A

（事業の概要に関すること）

Q1. 団体として、1回30分以上の体操を週1回以上行ったら、運営費について10万円の補助を受けられるのですか？

A1. 体操にかかった運営上の経費（経費詳細はP6参照）の8割以内で補助します。ただし、金額の上限額は10万円となります。また、活動終了後に提出していただく実績報告の際、参加者のうち65歳以上の市民が8割以上となっていることを確認させていただきます。使用料は体操の時間のみではなく、活動時間の範囲で請求できます。なお、事業の予算額を超えた申請があった場合は、予算額の範囲内で各団体の補助金を按分することとなるため、申請額より少ない額で交付決定となることがあります。

Q2. 対象要件として「団体構成員以外の者の参加を受け入れること」とありますがどういうことですか？

A2. 身近な通いの場を増やす目的があるため、市のホームページやチラシ等で実施内容を周知させていただきます。近隣の住民で参加希望の方がいた場合や、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等からご相談があった場合は、参加の受け入れをお願いします。

Q3. 活動現場に市役所の職員が見に来たりするのでしょうか？

A3. 市職員による訪問調査を実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

Q4. 社会教育関係団体ですが、何か提出する書類はありますか？

A4. 社会教育関係団体に補助金を交付する場合は、社会教育法第13条により社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならないと定められているため、健康づくり課から社会教育課に活動団体名、内容等を伝えることとなります。そのため、申請時に社会教育関係団体登録書の写しなどの確認書類の提出をお願いしております。

Q5. これから活動を始めたいと思うのですが、認められますか？

A5. 補助金の交付を受けるには少なくとも半年間の活動実績が必要になる為、10月の第1週目までには活動を開始していただくことが条件となりますが、感染症の蔓延など特段の事情がある場合は、事前にご相談ください。

（申込について）

Q1. インターネットでの申請はできますか？

A1. 申請は郵送の受付となります。その他の方法をご希望の場合には、お問い合わせください。

Q2. 郵送申請の場合、書類の不備があった場合はどうなりますか？

A2. ご提出いただいた書類を確認し、不備があった場合は連絡の上、再度郵送やEメールにてご提出していただきます。なお、書類のやりとりの郵送代は、補助金の対象にはなりません。

Q3. 記載を間違えてしまった場合、どのように訂正したらよいですか？

A3. 訂正箇所が生じた場合は、誤記載の部分を朱書きで二重線を引き、正しい記載を行ってください。ただし、書類によっては、再提出が必要な場合があります。

Q4. 申請時に必要な書類「組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）」とは、どのようなものですか？申請時に必ず提出しなくてははいけませんか？

A4. 提出が必要となります。既存の団体等で既に定款や規約、会則等を作成している場合はその書類の写しを提出してください。新規の団体やサークル等、それらの書類がない場合は、作成して提出してください。（団体名での口座作成の際にも必要となります。）

（活動内容について）

Q1. 活動自体は週1回行っていますが、参加者は毎回同じ人ではなく、参加できる人が参加するスタイルですが、それでも申請できますか？

A1. 週1回以上の頻度で活動を継続することで効果があるといわれておりますので、会員名簿に載っている方はできる限りご参加をお願いします。ただし、体調不良、天候不良などの理由で欠席することはこの限りではありません。

Q2. 座ったまま行う体操でも対象になるのでしょうか？

A2. 座った姿勢で行う体操も対象となりますが、その際に、下肢の筋力や柔軟性の向上が図られる体操も行ってください。下肢に障がいのある方はこの限りではありません。

Q3. 「参加者のうち8割以上が65歳以上の市民」の条件は、毎回満たす必要がありますか？例えば、10回行ったうち2回が満たなかった場合は、補助金の対象外となりますか？

A3. 感染症が蔓延している状況や、年末年始などの伝統行事期間中などは、参加率が下がることが見込まれますので、年度を通して全体の参加状況を確認いたしますが、活動にあたっては毎回条件を満たせるように配慮をお願いいたします。

Q4. 基本的に週1回活動していますが、お盆の時期や年末年始は休むため、その時だけ月2～3回になってしまいますが大丈夫ですか？

A4. 申請の際に確認しますが、通常時の活動が週1回以上継続して定期的に行われていることが確認できれば、申請できます。

(対象経費について)

Q1. 補助の対象となる経費について、講師の謝金は対象とならないでしょうか？

A1. 体操に関する講師への報酬は交通費のみ対象となり、謝金は対象外です。交通費は、市内及び近隣市（船橋市に接している市）以内で、公共交通機関を利用した時の金額（ICカード利用金額）を申請してください。

Q2. 領収書は写しでもよいのでしょうか？

A2. 領収書は原本を提出してください。原則として返却いたしません。

Q3. 今年度の活動に使用する会場費ですが、昨年度中に事前支払をする必要がありました。その領収書は認められますか？

A3. 会場費に限っては、事前支払を認めております。

Q4. 文化祭などのイベントでのみ使用した事務用品、衣装などは対象になりますか？

A4. 普段の活動で使用するもののみ認めておりますので、イベントでの物は対象になりません。

Q5. 自己の団体で所有するコピー機で体操資料の印刷を行った場合、領収証が出ないので補助金の対象にはならないのでしょうか？

A5. 領収書がない場合は補助対象となりません。その場合、消耗品費で印刷用紙代やインク代を請求していただいても構いません。

（補助金支払について）

Q1. 口座名義に団体名が記載されている口座の登録は必要ですか？

A1. 必要です。団体の活動に対しての補助金なので、振込も団体（口座名義に団体名が記載されている口座）に行います。口座名義に変更が生じる場合は、必ず健康づくり課までご連絡ください。

Q2. 令和7年1月～令和7年12月で1年と捉えて活動を行っている場合、補助金の対象となりますか？

A2. 補助金の対象期間は年度単位となります。今年度は令和7年4月1日～令和8年3月31日までの活動が対象となります。

Q3. 活動完了後の報告について、令和8年3月31日までに報告と記載がありますが、3月31日まで活動がある場合はどうしたらよいですか？

A3. 令和8年3月31日まで活動される団体につきましては、事前に健康づくり課にご相談ください。

(第1号様式)

記入例

船橋市アクティブシニア介護予防補助金交付申請書

船 橋 市 長 あて

5/1~5/31 のいずれかの日

7年 5月 1日

代表者の住所

団 体 名 ○○健康体操の会

所 在 地 船橋市北本町1-16-55

代 表 者 名 代表 船橋 太郎

代表者の住所

住 所 船橋市北本町1-16-55

令和7年度船橋市アクティブシニア介護予防補助金の交付を受けることを希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 活動の名称（体操の名称もしくは内容を簡潔に記載ください）

○○健康体操

体操の名称が簡潔な内容

- 2 活動の着手・完了予定期日

着手予定：令和 7年 4月 1日（令和7年4月1日以降）

完了予定：令和 8年 3月 31日（令和8年3月31日以前）

完了予定日は、令和7年度活動最終日

- 3 交付を受けようとする補助金の申請額

申請額 記入しない 円

4 添付書類

- (1) 申込団体概要書（第2号様式）
- (2) 活動計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿（任意様式）
- (5) 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料（任意様式）

申 込 団 体 概 要 書

申請書の日付と同日

年 月 日

団 体 名	(ふりがな) まるまるけんこうたいそうのかい ○○健康体操の会
所 在 地	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
代表者氏名	(ふりがな) ふなばし たろう 船橋 太郎
連絡者氏名	(ふりがな) ちば けんいち 千葉 健一 〒 273-8506 住所 北本町〇-〇-〇 電話 409-〇〇〇〇 FAX 409-〇〇〇〇 e-mail @
事務担当者。代表者と同じでもよい	
団体設立年月 及び活動年数	△△ 年 △△ 月設立 △△年 △△ カ月 (令和△△年△△月△△日現在)
会員数(構成員数)	20 人(うち市内在住者 18 人)
団体の目的	介護予防の効果がある○○健康体操を実施することで、健康の維持増進を目指すとともに、会員同士の交流の場としても活用している。
主な活動内容	○○健康体操の実施。会員同士の交流も深めている。 公民館の文化祭への参加。

公民館の場合、名称で記入しても構いません。その他は、郵便番号と住所の記入をお願いします。

メールで補助金に関する市からの大事なご案内をお送りしますので、記載漏れが無いようにお願いします。

忘れずチェック！

申請団体を公表する際に使用する文章になりますので、目的・内容はわかりやすく記載して下さい

【欠格条項の確認】次のいずれにも該当する団体ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- ☒ (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ☒ (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ☒ (3) 暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- ☒ (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ☒ (5) 団体に課された市税を滞納している団体

上記項目に該当していないことを確認のうえ、☒を記入してください。

記入例

(第3号様式)

活動計画書

第1号様式の活動の名称と同様

申請書の日付と同日

年 月 日

活動の名称 (簡潔に記載)	〇〇健康体操の会
補助金申請額	① 申請額 64,320 円 ② 本申請活動に係る補助対象経費総額 80,400 円 ③ 補助率 80 %
実施内容および期待される効果 (どのような介護予防活動を実施するのか、また、この活動を行うことで、どのような介護予防効果が得られる見込みかについて説明してください) ・いつ？ ・どこで？ ・誰を対象に？ ・どんなことを？ ・どんな風に？ ・どのような効果が？	活動場所 〇〇自治会館 活動の参加者 参加人数20人 近隣の住民に、町内報で案内して参加の意志があった方が参加者となっている。 活動内容（体操の内容、使う道具などを詳細に） 介護予防に効果がある〇〇健康体操を取り入れている。〇〇健康体操は、音楽に合わせて、全身のストレッチを行い、また筋力アップ体操としてペットボトルを利用して実施している。 活動の効果 週1回、全身のストレッチや筋力トレーニングの体操をしているので、介護予防の効果があると考え。
活動スケジュール (介護予防活動終了日までの月毎のすべての日程と実施事項を記入してください)	日程：令和7年4月～令和8年3月の毎週金曜日の実施。 8/11・12/29は休み 時間：10時～12時

②×80% ただし、上限額は10万円、少数点以下は切捨て

①÷②により算出、小数点以下は切捨て。
補助率上限は80%

(第4号様式)

記入例

団 体 名 ○○健康体操の会

収 支 予 算 書

申請書の日付と同日

年 月 日

収 入			
【区 分】	細 目	金額 (円)	積算内訳 (補助率)・備考
市負担分	補助金	64,320	補助率 80 %
団体自己負担分	活動に関わる会費	16,080	収入合計額 (A) × 0.8 小数点以下は切り捨て 上限 100,000 円
補助金で補えない分の 団体負担分の費用	収入合計額 (A)	80,400	

支 出			
【費 目】	細 目	金額 (円)	積算内訳・備考
消耗品費及び 原材料費	コピー用紙 プリンターインク	5,000	コピー用紙 1,500 円 プリンターインク 3,500 円
使用料	会場使用料	20,000	500 円 × 4 回 × 10 か月
印刷製本費			
通信費			
保険料	傷害保険	24,000	1,200 円 × 20 人
報償費	○○体操講師交通費	11,400	300 円 × 4 回 × 8 か月 300 円 × 3 回 × 2 か月
食料費	飲料代	20,000	100 円 × 20 人 × 10 か月
領収書がないものは申請できません	支出合計額 (B)	80,400	

* 収入合計 (A) = 支出合計 (B) となるように記入して下さい。

* 積算内訳の紙面が足りない場合、別紙 (任意様式) に記入の上ご提出下さい。

（郵送封筒の宛名にご活用ください）

※下記の枠を切り取り、切手とともに申請封筒に貼り付けて送付してください。

〒273-8506

船橋市北本町 1-16-55

船橋市保健福祉センター内

船橋市 健康づくり課

介護予防推進係（補助金担当）

あて